

令和5年市立学校定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項、三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号、三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第5条第1項及び令和5年度三浦市監査年間計画（令和5年3月27日監査委員合議決定）第2項第1号ア（エ）に基づく令和5年度市立学校定期監査を実施し、当該監査の結果に関する報告を別添令和5年度市立学校定期監査結果報告書のとおり決定したので、同法第199条第9項及び三浦市監査基準第19条第1号の規定に基づきこれを公表します。

令和6年2月28日

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和5年度

市立学校定期監査結果報告書

三浦市監査委員

令和5年度市立学校定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査（三浦市監査基準第3条第1項第1号に規定する財務監査）

3 監査の対象校

三崎中学校及び南下浦中学校

4 監査の対象範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年11月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和6年1月5日から同年2月9日まで

6 監査の実施場所

各校及び三浦市役所第2分館2階監査委員事務局

7 監査の主な実施手続

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- (2) 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- (3) 金券類、備品、施設及びその他資産等の財産が適切に管理されているかを立会により確認した。
- (4) 監査資料及び書類の調査結果を基に、教頭及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- (1) 支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に執行されているか。
- (3) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。

- (4) その他財務の事務執行に関連する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

財産等の管理 財産等が適切に管理されているか。

10 監査の結果

前記1から9までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。今後も適正な事務の執行に努められたい。

なお、令和3年度の市立学校定期監査結果報告書において監査委員意見として付した項目である、児童が安全な学校生活を送るために必要な修繕等につき、最優先事項として応急的な対応を含め万全を期すことについて、今回、直営で対応するなどいくつか対応できていたことは評価できる。

しかしながら、対応できずに何年も継続して要望が出されているものも依然見受けられるので、引き続き生徒の安全な学校生活の確保に取り組んでいただきたい。